



国際交流に係る外国語指導助手サポート事業プロポーザル実施要領

外国語指導助手(以下「ALT」という)サポート事業について、公募型プロポーザル方式により技術的に最適な者を選定する手続(以下「本件手続」という。)を次のとおり実施するので、地方自治法(昭和22年度法律第67号)第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため次のとおり技術提案を募集する。

令和7年4月10日

備前市長 吉 村 武 司



1. 業務概要

- (1)目的 本業務は、備前市(以下「市」という。)が市立小学校、中学校、高等学校及びこども園、その他地域交流活動等においてALTサポート事業を実施することを目的とする。
- (2)業務名 国際交流に係るALTサポート事業
- (3)業務期間 契約締結日～令和8年3月31日
- (4)委託料 115,000,000円(提案上限額)

これは、都市間交流事業により斡旋された75名に係る「業務支援・研修支援」です。別添の当該要求水準書を参照のうえ、見積額は1人あたりの年間見積金額を提出してください。また、精算対象となる場合のものもあることをご了承ください。

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- ・備前市競争入札参加資格者名簿の区分物品「役務」201のコード998「その他委託」で登録されていること。未登録の場合は、企画提案書の提出期限日までに登録を完了すること
- ・入札参加停止処分を受けていないこと
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- ・参加の表明については、令和7年4月17日(木)17時00分までに国際教育課のメールアドレスへメールで連絡すること

国際教育課メールアドレス:bzkokusaikyoiku@city.bizen.lg.jp

3. 質問の受付及び回答

(1)提出期限 令和7年4月18日(金)15時00分まで

(2)提出方法 国際教育課のメールアドレスへ電子メールにて提出すること(任意様式)。

国際教育課メールアドレス:bzkokusaikyoiku@city.bizen.lg.jp

(3)回 答 日 令和7年4月21日(月)市ホームページにて回答予定

※早めに回答できる場合は、回答日を待たずに上記より回答します。

4. 企画提案書等の作成及び提出

別紙「国際交流に係るALTサポート事業 要求水準書」に基づき、企画提案書を作成し、期日までに提出すること。なお、見積金額は、それぞれ1人あたりの年間見積金額を提出してください。

(1) 記載事項

	項目	記載内容	備考
1	企 案 画 提 案 書	企画提案書(表紙)…【任意様式】 企画提案書…【任意様式】 (1)会社概要について (2)業務支援について (3)研修支援について *研修は年間実施回数を記載すること (4)その他について	各項目A4用紙2枚まで
2	見 積 書	【任意様式】	

(2) 提出期限 令和7年4月23日(水)17時まで

(3) 提出方法 PDFをメール送付(10MBを超える場合は要相談)

5. 審査方法

技術提案書に沿ったプレゼンテーションとヒアリングを実施する。

(1)時間 説明時間20分程度、質疑応答時間10分程度とする。

(2)日時 令和7年4月25日(金)オンラインで実施、詳細は応募各社に別途通知する。

(3)会場 備前市役所 備前市東片上126

(4)審査結果の通知 審査結果を電子メールにより通知する。

6. 審査基準 プロポーザルは、以下の審査基準に基づき審査する。

	項目	選定基準等
1	事業者の評価	過去に他市町で同様の実績を有しているか 優れた提案となっているか 説得力があり意欲や熱意が感じられるか
2	業務支援の評価	提案内容が具体的であり、実施が可能なものであること(内容、実施時期、実施回数等)

		学校(園)との十分な連携ができる支援体制か
3	研修支援の評価	提案内容が具体的であり、実施が可能なものであること(内容、実施時期、実施回数等) 英語資格試験対策に有効であるか
4	その他の評価	問い合わせ対応に係る適切なスタッフ人数であること 1～3以外で特に認められる評価項目があるか
5	見積書の評価	提案上限額範囲内で、要求水準書を満たす優れた提案となっているか

7. 失格事項

本プロポーザルの提案者、提出された提案書又は提案内容が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- ① 提案書の提出方法、提出先、提出期限、要件等に適合しないもの。
- ② 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- ③ ヒアリング等に出席しなかったもの。
- ④ 虚偽の提案を行い、参加資格や提案資格を得たもの。

8. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い協議が整い次第、随意契約の手続きを行う。なお、その際には特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

9. その他留意事項

- ① 提出書類は返却しないこととする。
- ② 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 評価点が同点の者が二者以上いる場合の取り扱いは審査委員会にて決定する。
- ④ 備前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、提案時にその旨該当部分を表示しておくこと。

10. 担当部署(問合せ先)

備前市教育庁総合教育部国際教育課

TEL:0869-64-1896

Mail:bzkokusaikyoiku@city.bizen.lg.jp

